

変更前 (変更点の下線)

平成27年4月28日施行
令和元年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点の下線)

平成27年4月28日施行
年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)								
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、次のア又はイに該当するときは除く。</p> <p>ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき</p> <p>イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。ただし、<u>変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件(託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。)に適合するときであって、</u>次のア又はイに該当するときは除く。</p> <p>ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき</p> <p>イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>								
<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、<u>変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、</u>発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</p> <p>4～5 (略)</p>								
<p>(新設)</p>	<p>(系統連系技術要件)</p> <p>第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。</p> <p>一 火力発電設備</p> <p>二 <u>混焼バイオマス発電設備(地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。))をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)</u></p>								
<p>(新設)</p>	<p>別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備</p> <table border="1" data-bbox="1466 1646 2760 1738"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電容量</td> <td>10万kW以上</td> <td>3.5万kW以上</td> <td>10万kW以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>新設電源及び既に系統に連系している発電設備に適用する。ただし、既に系統に連系している発電設備は、当該発電設備のリプレース(発電設備の全部又は一部の変更(更新を含む。))をいう。)</u>を行うときにのみ適用するものとする。</p>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外						
発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上						

変更前 (変更点に下線)

変更後 (変更点に下線)

(新設)

別表 7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等

供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下
GFの幅	5%以上	8%以上	5%以上
LFCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上
LFCの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上
EDCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	50%以下	50%以下	50%以下
DSS (日間起動停止)	要 (8時間以内)	要 (3.5時間以内)	要 (8時間以内)
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)
出力低下防止	要	要	要

※ GFは「ガバナフリー」、LFCは「負荷周波数制御」、EDCは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。

(新設)

別表 7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等

供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下
GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上
LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上
EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下
DSS (日間起動停止)	二	要 (4時間以内)	二
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)

※ GFは「ガバナフリー」、LFCは「負荷周波数制御」、EDCは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)</p> <p><u>第135条</u> 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。</p>	<p>(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)</p> <p><u>第135条の2</u> 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。</p>
<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の<u>地域バイオマス電源</u>を除く。以下同じ。)の出力抑制</p> <p>四 <u>地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)</u>の出力抑制</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の<u>地域資源バイオマス電源</u>を除く。以下同じ。)の出力抑制</p> <p>四 地域資源バイオマス電源の出力抑制</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則(年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> 本指針は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p><u>(系統連系技術要件の適用)</u></p> <p><u>第2条</u> 本指針の第135条により定める系統連系技術要件は、前条の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。</p>